

国別情報一覧

中国

- ・当該外国の個人情報保護制度

個人情報保護委員会が公表している情報を下記のリンクからご確認ください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/china_report.pdf

特に、リンク先の「その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度」の欄において、域内へのデータ保存義務に関する制度や、政府の情報収集活動への協力義務を課す制度等、留意が必要な日本と異なる制度が記載されておりますので、よくお読みください。

- ・第三者が講ずる個人情報保護措置

提供先は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。

タイ

- ・当該外国の個人情報保護制度

個人情報保護委員会が公表している情報を下記のリンクからご確認ください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/thailand_report.pdf

- ・第三者が講ずる個人情報保護措置

提供先は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。

アメリカ合衆国

<アメリカ合衆国連邦>

- ・当該外国の個人情報保護制度

個人情報保護委員会が公表している情報を下記のリンクからご確認ください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf

- ・第三者が講ずる個人情報保護措置

提供先は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。

<イリノイ州>

- ・当該外国の個人情報保護制度

個人情報保護委員会が公表している情報を下記のリンクからご確認ください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/illinois_report.pdf

- ・第三者が講ずる個人情報保護措置

提供先は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。

<カリフォルニア州>

- ・当該外国の個人情報保護制度

個人情報保護委員会が公表している情報を下記のリンクからご確認ください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/california_report.pdf

- ・第三者が講ずる個人情報保護措置

提供先は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。

<ニューヨーク州>

- ・当該外国の個人情報保護制度

個人情報保護委員会が公表している情報を下記のリンクからご確認ください。

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/newyork_report.pdf

- ・第三者が講ずる個人情報保護措置

提供先は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置を全て講じています。

EU 加盟国及び英国

これらの国は、日本と同等の水準の個人情報保護制度を有するものとして、個人情報保護委員会が十分性認定を行っています。